

明治・大正期におけるスミス租税 第1原則解釈の諸類型

— ひとつの接近 —

山 崎 怜

I

われわれは、すでに他の機会に、スミスをふくむ18世紀産業資本の立場からする利益説を全般的租税利益説と名づけ、その理由と問題性とを、ささやかながらも解明し、いわゆる租税第1原則をめぐる長年の論争といわれなき紛糾ともいいえなくもない諸解釈の乱立とを止揚すべき根拠を試論的にではあるが、明示しようとした⁽¹⁾。小論の目的は、そうした作業のあとをついで、明治以降のわが国における解釈史を吟味し構成する、われわれの作業プランの準備的部分——昭和期をとりあげない点では歴史的に、財政思想史の全体像のなかで位置づけえないという点では論理的に、それぞれ準備的な部分として、とにもかくにも、「解釈」の諸類型を検出することにある。⁽²⁾

まず、いうところの租税第1原則にふれなければならぬが、それは全文おおよそつぎのような1パラグラフだけで構成されたものであった——「各国の臣民は、各人の能力にできるだけ比例して、つまり国家の保護のもとでかれらがそれぞれ享受する収入にできるだけ比例して、政府を支持するために貢納すべきである。1大国民における政府経費と個々人のかんけいは、大所有地の経営費とジョイント・テナントその共同借地人たちのかんけいに似ているのであって、この共同借地人はすべ

(1) 小論「個別的租税利益説と全般的租税利益説」、『日本財政学会プレティン』(I)、日本財政学会、17—20ページ。

(2) こうした類型化は、むしろ対象の歴史的個性の確定にせまるひとつのツールであって、それを自己目的とするのではない。むしろ、小論自体の示すように類型化は自己破砕をもくろむとさえいえる。

て、この所有地での各自それぞれの利益に比例して貢納の義務をおっている。この原則をまもるかまもらないかということが、いわゆる課税の公平または不^{イクオリテイ}公平である。このさいきっぱりのべておかねばならないのだが、前述の3種の収入〔賃金・利潤・地代〕のうちのただひとつに終局的に負担されるすべての税は、それがほかのふたつの収入に影響しないかぎり、必然的に不公平になる。以下さまざまな租税を検討するさいに、わたくしは、この種の不公平についてはめったにこれ以上あまり注意をむけないで、たいていのばあいに考察を、税の影響をうける特定種類の私的収入にたいしてさえ負担の不公平をまねくような、特定の租税がひきおこす不公平に、限定するであろう。⁽³⁾ われわれは、分析の便宜上これを叙述の順序にしたがって、以下のように分解したい。すなわち、〔A〕各国の臣民は、各人の能力にできるだけ比例して〔B〕つまり国家の保護のもとで〔C〕かれらがそれぞれ享受する収入にできるだけ比例して、政府を支持するために貢納すべきである。〔D〕1大国民における政府経費と個人々人のかんけいは、大所有地の経営費とその共同借地人^{ジョイント・テナント}たちのかんけいに似ているのであって〔E〕この共同借地人はすべて、この所有地での各自それぞれの利益に比例して貢納の義務をおっている。〔F〕この原則をまもるかまもらないかということが、いわゆる課税の公平または不^{イクオリテイ}公平である。〔G〕このさいきっぱりのべておかねばならないのだが、前述の3種の収入のうちのただひとつに終局的に負担されるすべての税は、それがほかのふたつの収入に影響しないかぎり、必然的に不公平になる。〔H〕以下さまざまな租税を検討するさいに、わたくしは、この種の不公平についてはめったにこれ以上あまり注意をむけないで、たいていのばあいに考察を、税の影響をうける特定種類の私的収入にたいしてさえ負担の不公平をまねくような、特定の租税がひきおこす不公平に、限定するであろう、の8つである。

さて、筆者のかんがえでは、これについておおよそ、みつつの解釈上の異見

(3) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776, Cannan's ed., vol. II, p. 310. 邦訳、水田洋訳『国富論』<下>世界の大思想15, 1965年7月, 240—41ページ。傍点は、以下ことわりなきかぎり、すべて引用者による。

ないしは系列が生じたし、現に生じているとおもわれる。その第1類型は、〔B〕および〔E〕を重視し、「国家の保護」と「各自それぞれの利益」とを結合して、租税をそのいわゆる「保護」または「利益」のみかえりとみなし、みかえりの方法は〔A〕および〔C〕ないしは〔E〕における「比例」の叙述をとりあげて、租税根拠論としては利益説（応益主義）であり、租税配分論としては比例税主義であるとするので、特徴的なことは、ひとつには、ここにおける「利益」はわれわれのいわゆる「個別的利益」であること、その「利益」は〔B〕の「保護」と〔C〕の「それぞれ享受する収入」とを個別分割的に等置するかたちとなって、臣民それぞれの「収入」の大小がただちに、臣民それぞれのうけとる「保護」の大小に対応することと、ふたつには〔A〕における「能力」のことばや〔G〕および〔H〕の叙述の意味内容にかんして、ほとんど不問にふしてしまいか、あるいはしばしば、〔G〕と〔H〕については引用すらしないで捨象しきるのがつねである。従来、租税原則に言及されたさいに、ワグナーのそれとともに、スミスの名があげられぬばあいには皆無であるのに、ほとんどのばあい、第1原則については〔C〕まで、または、せいぜい、〔E〕までであったことは、のちに指摘するごとく、第1原則解釈史における根ぶかい病根のひとつであった。第2類型は〔G〕および〔H〕を捨象する点ではおなじであるが、とくに〔A〕における「能力」に留意し、そのうちの、あるものは比例税主義を否定はしないが、「収入」が「能力」と等置され、「保護」が同様に「収入」におきかえられるのだから、そこに「収入」を媒体とする能力説と利益説との調和ないしは一致をみることによって利益説のなかにおける能力原則の懐妊と生誕とを発見し、他のあるものはこの第1原則以外の箇所における記述、とりわけ、例の累進税の合理性を論じた1文、すなわち「富裕な人が公共の経費にたいして、その収入に比例してだけでなく、いくらかそれ以上に寄与するというのは、ひじょうに不合理なことではないのである」⁽⁴⁾とのかんれんなどから、〔A〕や〔C〕におけるスミスの「比例」とは、ことさらに税率を論じたものとはしないのであり、

(4) *Ibid.*, p. 327. 邦訳<下>, 255ページ。

前者はスミスが旧来の利益説を容認しつつも、それをのりこえるものを当の利益説の内部から用意したこと、後者はそれを一歩すすめて「比例」の柔軟な含意を主張して累進主義のおなじく懐妊と生誕とを予見しようとするのである。これらにたいして、第3類型は〔G〕および〔H〕をふくむ第1原則のすべてを可能なかぎり生かしたうえでの、歴史内在的かつ総体的把握をはたそうとする。〔G〕はあきらかに、さしあたり単税主義を排撃する課税の普遍性の揚言であるほかに解釈のしようはなく、そこで〔B〕における「保護」を「個別的保護」ではなく「全般的保護」とみて、「保護」を〔C〕における「収入」と個別的に対応させないならば、いかえると、「収入」の大小を「国家の保護」の大小によるものとしてではなく、労働や節儉による（経済学の自立と生誕）ものとしたならば、〔E〕における「それぞれの利益」というのはけっして「個別的利益」をさすのではなく「全般的利益」を意味し、したがって〔F〕における「^{イクオリテイ}課税の公平または不公平」とはこうした「全般的利益」を前提とする課税の普遍性のもんだいにほかならない。そうして、かれは折角にも、〔F〕におけるごとく「原則」をたからかにいいざま、「この種の不公平についてはめったにこれ以上あまり注意をむけない」とする〔H〕をかきくわえるとすれば、そもそも、なんのための第1原則の設定か、とつめよられても一応は仕方があるまいが、しかし、じつはスミスではすでにきづかれるように、普遍性と平等性が混濁し、「この種の不公平」とは事実上、普遍性のもんだいとして提起されていることこそ、みのがされてはならない。それであるから、第1原則は、かかる立場からすれば、租税根拠論としては全般的利益説の事実上の主張であること、また、したがって根拠論が同時決定的に配分論を規定しえないことの表明なのであり、この事情こそが〔A〕における「能力」と〔C〕における「収入」のことばの必然的現出をささえていたのである。つまり、この第1原則がこのあとにつづく租税各論の説明において一定の具体的規準ないし指針たりうるのは、主として〔A〕ならびに〔C〕の叙述、ことばをかえていえば、租税負担配分にかんする部分であり、逆にいえば、この第1原則を有意味なものとかんがえるかぎり、その根本性格は租税根拠論にではなく、もっぱら租税負担配分論にあること、だから、〔G〕

や〔H〕やを捨象してよむのはある意味ではむしろあやまりではないときえいろいろののだが、ただそのばあい、〔B〕や〔E〕やをふくめて捨象するのが、とくに要請されるのであって、たとえば〔B〕は声を大にしてあげつらう対象になるのに、〔G〕や〔H〕だけはふせておくというのは卑劣かつ実用主義的無方法であるといわなければならない。この立場は、1. さらに、〔B〕における「もとで」(under),〔E〕における「での」(in), のそれぞれが国家または「国家の保護」の全般的性格を、したがって〔B〕の「保護」と〔C〕の「収入」、〔E〕における「所有地」と「利益」とが、それぞれ、個別分割的な対応かんけいにはないことを、おのずから明示していること、2. 第1原則のそとにある由々しい文章のうち、かの累進税の合理化のほか、全般的利益こそが「能力」配分原則にれんけいするという赤裸々な証言、すなわち「社会を防衛する費用および最高為政者の威厳をたもつ費用は、ともにその社会全体の一般の利益のために、投下されるものである。だから、それらがその社会全体の一般の貢納によって、すなわち、すべてのさまざまな成員がそれぞれの能力にできるだけ比例して貢納することによって、まかなわれるのが妥当である」とする叙述の完全な理解、3. ひるがえって、〔F〕における「課税の公平」での、「課税」の原文“taxation”と〔H〕における「租税」の原文“different taxes”または“a particular tax”との対比から、課税の普遍性と平等性との混濁と、しかし、同時に両者の差異への事実上の触感とをみぬきうるし、4. 〔A〕や〔C〕や〔E〕、それにいま引用した1文などにおける「比例」について、厳密な比例性のほか、対応とか即応ていどのルースな使用方法を、スミスをふくむ同時代人の用法のなかで十分に傍証しうることを、要するに租税根拠論と租税配分論との分離をこそ、スミスの秘めやかな意図として、剔抉しうることを、そして、これによってのみ、租税第1原則の全文を首尾一貫してあとづけうるのであった。⁽⁷⁾

(5) *Ibid.*, p. 300. 邦訳<下>, 232ページ。

(6) したがって、第2の立場のある種のもののように個別的利益と「能力」とが対応するのではなく、「能力」との対応は、支配的資本(産業資本)にとつて、もちろん、スミスにとつても、全般的利益なのである。

(7) 以上の諸点については、紙幅の極度の制限によって注(1)にあげた小論では十分に展

われわれは、むしろ、この第3の立場をとる。それにしても、人はどうかも知れない。〔B〕や〔D〕や〔E〕または〔F〕やは、どうみても個別利益説的筆致ではないか、そうであるからこそ、〔G〕や〔H〕やをかきつけたのではないか、と。われわれは、これにたいして、よくよく分析すれば全般的利益説なのに、表見上は個別利益説的根拠論によってみずからを潤色するこのスミスの方法こそが、一方では封建制と前期的資本の全般的利益の虚偽性を批判し、そのために小生産者急進主義の自然権的個別利益説のエネルギーをくみこみつつ、その逆手をとっての、みずからを個別利益説的に粉飾しての納税義務の普遍性の強調という、巧妙な18世紀産業資本の深長な修辞法であることの洞察をむしろよびかけたい。

II

ところで、こうした3類型の背後には、もちろん、それぞれ特有の社会経済思想があったのであり、単純化していえば、第1類型には絶対主義（帝国主義）的、第2類型には折衷自由主義的、第3類型には本来の自由主義をいわば歴史化した、立場が、それぞれの型を抽出するものとして背後にひかえていた。これらを、ふたたび、ドイツ的、イギリス的、ドイツ＝イギリス的といいかえてもよい。絶対主義＝ドイツの立場がなぜに第1類型をうむのかの理由は明白であろう。なぜなら、みつつのなかでもっとも目的論的構造をもつこの立場は、父権的国家主義と人倫的国家生存権とを有機体的視角から論拠づけ、このみずからの国家思想を原子論的で功利主義的な政府思想と対比しつつ、後者を個人主義的かつ唯物的な国家解体論とみて軽蔑するから、国家の「生存権」のコロラしたる課税権は「人民の利益」からひきだされるのではなく、もっぱら「臣民の義務」にこそささえられるのであり、ここから、さらに租税負担配分原則における能力原則と租税根拠論における義務説とが必然的に連結するものとして、これを自明の理のように当然視し、したがって累進主義ですらも義務説の

開しえなかったので、ちかく筆者のかんがえを包括的なかたちで発表したい。

環のひとつとしてみなされ、かくしてこの立場からすれば、功利主義的傳統の正系たるスミスに能力原則や累進主義やがありうるはずはないし、また、あってはならず、その根拠論は遮二無二、われわれのいう個別利益説でなければならず、〔A〕における「能力」や〔G〕や〔H〕が無視されたり、みてみぬふりされてしまうのは、ごく当然のことであった。

かかる立場の純粹一般的なもの为例示しよう。まず租税根拠論に言及しつつ、租税利益説にふれて、交換説によれば「国家の行動は個人に利益をもたらし、個人は之に対する代償として租税の形に於て財の1部を国家に納め、国家の行動に依つて生ずる利益と租税との間には交換が行はれると云ふのである。此の説を交換説と云ふ。更に国家行為と租税とを取り遣りすると云ふ見地より観て、此の説を **give and take theory** 又は売買取引説と云ひ、又取り遣りするに際して雙方の価は相同じであると云ふ考に基づいて均等説と云ふ。又次に取り遣りする一方を主として観察して、或ひは其の国家行為が人民に利益をもたらすよりして之を利益説と云ひ、或ひは個人が国家より利益を受くるものとするが故に此の説を享樂説と云ひ、更に又個人が国家より利益を買取ると観て此の説を代償説とも云ふ。／交換説は民約説に伴ひ發達したものである。即ち第1に、17世紀に於てグローチウス、ホッブス、プウフェンドルフ等の民約論者の租税論に萌芽を發し、18世紀にルソーの説となり、大いに發達した。……民約説は自由説を背景としたものであるから、自由説が経済学に入つてより、交換説は経済学者の説となつた。即ち第1にチュルゴー、ミラボーの如き重農学派の説となり、第2はアダム・スミス以下の正統学派の説となつて現はれた。正統学派の中で最も明瞭に此の思想を現はしたものはセニヤールである⁽⁸⁾」と。みられるように、租税利益説とは、第1に国家と臣民との崇高な人倫かんけいをたんに「取り遣りすると云ふ見地」におきかえ、「売買取引」にすりかえる唯物的な「享樂説」となり、第2にそれは「民約説」という不届きな不穩政治思想にあざなわれて進展してきたものとされ、この「民約説」なるものがホ

(8) 小川郷太郎・汐見三郎『財政学』(有斐閣), 1933年2月, 220—21ページ。

ツプスみずからの絶対主権論とどうかさなりあうか、プーフェンドルフヤルソ一ではどうか、などはいっさい論外とされたまま、「民約説」をまともに否定したはずのスミスが自由説の衣をきた、ひとつ穴のむじなとして、位置づけられてしまう。そのうえ、シーニョアまで登場する。こうして、かかるものとしての交換説の難点の指摘がなされる。「交換説は民約説、自由説、法国説を前提とする。所が今日の国家は人民の契約で成立せるものでもなく、又其の目的を人民の権利自由の保護に限れるものでもなく、実に歴史の産物である。交換説を以て、文化国の租税に適用するを得ない。／更に交換説を吟味するに、大なる誤謬に陥つてゐる。元来此の説は集合的共同的現象を個人的現象により説明せんとするのであつて、交換と云ふ言葉も厳格なる意義でなく一の譬喩に過ぎぬ。又此の説に依れば、貧者は国家の保護を受くことが多いから租税を多く払ひ、富者は自ら保護し得て国家を煩はすことが少ないから租税を少なく払ふと云ふ結論に達す。又戦争其他国家の保護の欠けたる場合には、人民は租税を拒絶し得るとも解せらる。然らば此の説は租税正義の観念に反するものである。更に進んで云へば此の説は実行し得ないのである。蓋し国家の経費を個人に割当つるに一定の標準がないからである。」⁽⁹⁾第1に契約の虚構性、第2にその擬制性、第3にその自己矛盾、第4に納税拒否権の合理化、そしてさいごに実行ないし計算の不可能性、による批判である。しかし、国家を自然権と契約の假構から解放し、それを自然史的過程における「歴史の産物」とみなして、とりもなおさず納税拒否権をこそ否定したのが、ほかならぬスミスではなかった⁽¹⁰⁾か、そもそも利益の代償たる課税の実行ないし計算の不可能性を熟知し、自己矛盾を知るが故にこそ、全般的利益と独自の租税転嫁論とをむすびつけたのが、スミスではなかったか。あるいは、視角をひろげれば、いったい、古典的

(9) 同上、222ページ。

(10) ロック主義による納税拒否権への批判のみではなく、スミスは「国家の独立維持」のための「戦争」のさい、みずからの「租税原則」を侵して「生活必需品に課税」せよ (A. Smith, *op. cit.*, pp. 390 and 414. 邦訳<下>, 312, 332各ページ) というのだから、「戦争其他国家の保護の欠けたる場合」云々は、まことに空々しい叙述でしかない。

租税利益説の主潮のすべては、もともと利益に対応する租税の計算とか実行を、租税配分の具体的政策として、めざしていたか。そうではあるまいとするのがわれわれの意見である。それはともかく、こうした諸論点の解明をなすことなく、自己の租税根拠論についていう——「最近の学説は国家の課税権を以て国家の生存権に帰し、租税の負担を以て人民の義務となすものである。此の説の根柢をなす思想はフキヒテ、シェリング、ヘーゲル等より出たる国家説である。曰く、人類が共同生活をなすに方りては国家を組織することが絶対に必要である。各人は国家が共同生活に必要なからと云つて、俄かに契約して之を組織したのではない。国家は人の天性より出でて自然に組織せられたる社会生活の最高形式であつて謂はば歴史の産物である。故に国家生活を厭へばとて之を脱し得ないと云ふのである。此の国家説は国家を歴史的に且つ有機的に観るものであるから、之を国家有機体説又は歴史的有機体説と云ふ。／此の国家説より出発すると、租税の根柢は之を国家と人民との関係に求めねばならぬ。曰く、国家の存立が人生生活の必然的結果で避くべからざるものなる以上、国家の存立に必要な経費は国民全体として之を支弁せねばならぬ。従つて個人は其の国の1員たるの故を以て、其の有する財の1部を割いて貢がねばならぬと。スタールの説く所である。／最近の学者は国家と人民との関係を経済的に観察して、課税権の基礎を所謂強制共同経済組織より説いてゐる。交換経済は経済単位が自己の有する財又は労働を提供して他の財又は労働を自己に収むるものである。然るに強制共同経済に於ては、国家が財又は労働を提供して団員員の財又は労働と交換するものではない。強制共同経済にありては団員の箇別の給付に対して報酬なきを原則とするが故に、租税は最も能く強制共同経済の本質を発揮するものである。／斯の如く強制共同経済組織から立論するとき、国家の必要とする財は之を組織する団員の供給に待たねばならぬが、而も其の団員は其の給付に対して特別の報償を得べきでないと言ふことになる。之を個人の側から観察するときは租税は個人が犠牲として払はねばならぬものとなるのである。そこで此の説を犠牲説といふ。所が犠牲と云へば直ちに悪しきものであると云ふ連想が起る。寧ろエーヘベルグに従ひ租税を人民の義務なり

とし、此の説を義務説と名づけて置く。余も亦此の説に依つて租税の根拠を説くのである⁽¹¹⁾と。そして、この義務説から配分論における普遍原則ばかりでなく能力原則をもひきだすのであった——「応分負担(能力原則)は義務説より出て来る当然の帰結であつて、国家が強制共同経済たる性質を有する事と、之を組織する1分子たる個人の地位とより容易に理解する事が出来る。蓋し個人は強制共同経済の1組織分子として其の強制共同経済の維持発達を資け、之が為めに要する資料として租税を供せねばならぬ。故に租税は個人の義務であつて、個人が国家より受くる利益に対する特別報償と見てはならぬ。……既に租税が個人の義務なりとせば租税は個人の経済的能力に応じて之を賦課すべきである⁽¹²⁾」のたいして、「比例税……の説は必ずしも一致しないが、多くは交換説に立脚してゐる。……交換説に基づき比例税を主張する学説」のひとつに「保護説」があり、「国家の保護を比例税の標準とするものであつて、更に消費比例税と所得比例税説と財産比例税説とに分つ事が出来る⁽¹³⁾」が、「アダム・スミスの平等の原則に租税は国民が其の保護を受くる財産所得に応じて平等ならざるべからずとあるのは、此の思想(応能負担とあいられない利益説)の上に築かれたるものである⁽¹⁴⁾」とすれば、スミスの基調は比例税主義で色どられて、[A]における目ざわりな「能力」ということばや[G]と[H]が度外視されるのは、このなりゆきというよりは、むしろ意図された筋がきであつたのである。

これにたいして、折衷自由主義的立場というのは、文字どおり折衷的な立場から、ドイツ型に専一的にとらわれないで、おおかれすくなかれ、イギリス的功利主義を冷静に、かつ、部分的に、とりいれて調和と共存とをはかるとみられるもので、それは功利主義もまたそれなりに社会や国家の是認にかんする独自の理論であり体系であるとみなすから、「能力」や「累進」が利益説とかならずしも両立しえないものとはかんがえない。そこで、スミスにおける二面的

(11) 小川郷太郎・汐見三郎、前掲書、224—26ページ。

(12) 同上、282—83ページ。

(13) 同上、288ページ。

(14) 同上、282ページ。

叙述の一方を機械的に捨象してスミスを解釈するという、じつはスミス解釈というよりもスミスに、自己に敵対する見解をおしつける第1類型とことなり、これはその双面的叙述の双方をとともに生かそうとするために、さきにのべたように、利益説における能力原則や累進主義やの懐妊と生誕とを率直に表明するのである。だが、他方では、そのばあい利益説そのものにおける変質をふくむ功利主義や自由主義やの歴史的諸相を総体的かつ批判的にかえりみないので、結論はすこぶる形式的であり折衷的であり、ときには雑炊的ともいえる無概念の叙述におちいりがちだし、ばあいによっては、[G]や[H]を捨象するという実用主義的性格を、むしろ第1類型のそれよりはずっと稀釈されたものだとはいえ、おびるであろう。

したがって、いわば自己主張の有効な手段として、論難すべき格好の餌食と化すための、スミス像だけしか欲しないドイツ正統派型の第1類型では、そもそもスミス解釈としての正当性もんだいではないのだから、それはスミス解釈の名にすら値いしないといえるかも知れないし、第2類型でも「能力」や「累進」の発見なり予見なりが、たまたま功利主義思想の意義をうけいれる立場にあったが故に、即自的にスミスの叙述に忠実になったという、怪我の功名的色彩が濃厚であって、即自的のみならず、対自的に、つまり歴史的な総体把握にもとづいて、それらの懐妊と生誕とを明確に論証しえなければ、スミス解釈として、きわめて不十分のはずであり、そこでわれわれは、まず目的論的かつ実用主義的立場をすてて、ドイツ型やイギリス型の生成する史的事情の把握をめざし、小論の主題でいえば、イギリス型の源流たる自由主義や功利主義における社会的なもの、国家的なものの存在状況をさぐることに、すぐれて国家的・公共的なものたる租税範疇の構成方法を内在的にかえりみなければならぬ。絶対主義や自由主義の、目的論的かつ実用主義的接近から自由なわれわれの立場を、スミス解釈にかぎっていえば、本来の自由主義をいわば歴史化した立場というのは、こういうわけなのであるし、実用主義的ではなく歴史からまなぶことによって、すなわちドイツならびにイギリスをとともに肯定する、両者の折衷をでなく、それぞれの純粹型を肯定することによって、ともに否定

しようとするわれわれの立場をドイツ＝イギリス的といいかえてもゆるされるにちがいない。

さて、結論をさきまわりしていえば、第1に、「絶対主義」型政商資本主義を土台とする、わが国の支配的な類型は、ヨコのかんけいでいえば、官学・帝大系を中心に第1類型が、私学・商大系を軸として第2類型が、それぞれ有力であったとすべきであろうが、第2に、タテのかんけいでは、明治・大正期の第1類型のおおくは第2類型に接近し、第2類型もまた時代をとわず、第1類型にちかいものをもつという、特殊日本的交錯状態や時代別の独自性がうかがあがる。第3類型は皆無であったが、のちに記す理由により、あえて第2類型のなかから、特定のものをえらんでその萌芽としたい。

以下では、主として、ヨコのかんけいを中心に、明治・大正期における3類型について叙述し、タテのかんけいについては、かんたんにふれるにとどめようとおもう。

III

第1類型 スミス租税第1原則をみずから「租税は平等ならざるべからず」と規定している——「租税は果して悉く平等なるを得るや否や、蓋しアダム・スミス氏の平等とは納税者の資産又は所得に比例し、假に10の財産を有する者1の租税を納むる者とせば、100の財産を有する者は、其10倍を負担すべしと言ふにありとすべし」と⁽¹⁵⁾と〔B〕の「保護」と〔C〕の「収入」とを個別分割的に等置して、自明のものとする比例税主義を個別利益説的に説明したうえ、「然るに現今の実例を見れば、漸々累進税行はれ、比例税の過半は漸々収縮せらるる有様なり」⁽¹⁶⁾とのべて、その現実との乖離をあばき、すすんでは「況んやアダム・スミス氏は租税の根拠を説明するに方り、納税者が国家より受くる財産

(15), (16), (17), (18) 松崎蔵之助「アダム・スミス氏の租税の4大原則」、『財界』第8巻第2号、1907年11月、15ページ。この短文は、明治期によくあるように、黒圏点や白圏点、三角印など、むやみにうたれているが、ここで傍点をふした部分はすべて原文では白圏点の、博士みずからの強調した箇所であって、他は今日からみれば装飾的なものであるから、いっさい省略した。

の保護に比例するを以て平等の意に解するが故に、氏の説は到底実行し得べからざることに属す⁽¹⁷⁾と。利益と平等との同時決定論を内実とする個別的利益説と、利益に比例するという比例税主義との理解にたつて、その非現実性と実行不可能性をつくのが唯一のねらいであり、他の3原則をふくめておなじく以下のように批判する。「アダム・スミスの4大原則は学理上に於ける程には實際上に歓迎せられざりしものなり。そは其説の最も行はれたる最中に於てすら尚且つ之に反する租税制度は比々行はれたる事実の之を明にする処なり」、「実際に徴するとき、殆んど行はれ難きことあるを如何せん。」⁽¹⁸⁾批判は、なぜか、「学理上」の、利益説の背景をなす国家論の虚構性を避けて、もっぱら「實際上」の実施不能性に焦点をおく怯懦を有する。それだから、さいごに、つぎのような譲歩をおこなわざるをえない——「吾人の批評」は「勿論酷評なりと云ふべきも、然かし該原則が常に悉く実行し得べきものにあらざるは明白疑がふべからざる所なり。唯若し周匝の事情にして之を行ひ得べき場合には之を実行するの優れるに如かざるは言を俟たざる所なり」⁽¹⁹⁾と。それにしても、松崎博士は〔A〕の「能力」や〔G〕や〔H〕にまったく言及しないし、ましてや「累進」についても不問にふしてしまし、「實際上に歓迎せられざりし」とか「之に反する租税制度は比々行はれたる事実」というのもわれわれには理解できないが、周知のようにワグナーをはじめとして、スミスの原則が「実際」とはちがうとするのが、これを批評するドイツ流の常道であり、博士は忠実にそれをならったのであろう。⁽²⁰⁾

(19) 同上、16ページ。

(20) なお、「形の上ではほくも松崎さんの後継者だといえないことはない。が、ほくはそう考えたことはない。ほくは彼の弟子または後継者では断じてない」とされる大内兵衛教授は、「松崎は金井の次の時代を代表する学者で、『最新財政学』という本がある。それは講義を本にしたものである」が、「多分エーエベルヒか何かの焼き直しであったろう」その講義は「全く面白くなく、しかも不真面目で」「つまらぬ先生であつたけれども、一時は日本の経済学界を代表し」「金井時代に次ぐ松崎時代というのが……多分、明治35、6年から40年ごろまで」あつて、「日露戦争は彼を経済学財界のボスとした。京都大学の神戸正雄、小川郷太郎、河上肇、東京大学の河津暹、松岡均平の諸氏は彼の門下であるといわれた。そういう地位において彼は東大教授でありながら、一時、一橋の高等商業の校長でもあつた。そして彼は桂(太郎)総理大臣にも近より……あまり上等な部類の男ではなかつた。……近ごろの財政学史にも、また東大の『学術大観』にも、松崎さんをたいそう偉い学者のように書いたものがあるが、そうではあるまい」

この松崎博士の門下生といわれ、ヴェルツブルグ大学のジャンツ教授に師事した神戸正雄博士は、「租税の根拠については……嘗ては利益関係又は報償関係から説明されたが、今日ではむしろ一般に、統治団体員の生存発達の為に避くべからざる必要に属する統治団体に対する其団体員の団体員としての義務に基き、団体の必要とする費用は其各団体員に於て犠牲として分担するの外なきもの⁽²¹⁾」であり、「利益関係又は報償関係によりては各員の分担物を説明することが難い。斯くて租税は其根拠に基き且つ利益原則の⁽²²⁾実行難より推して、能力原則によりて分配さるる外なきこととなる」といい、根拠論としては「義務説」、配分論としては、そのコロラリとしての「能力原則」という例のシェーマがなりたつとともに、松崎博士とおなじく「実行難」を主張し、スミスの4大原則⁽²³⁾は「元来、人民の利便から打算し、政府財政上の利益を忽にした嫌があつた」し、またその4大原則は「何れも彼の経済学体系の土台たる個人主義に 胚胎し、納税者の利益を計ることを最要の眼目とした」⁽²⁴⁾とされ、スミスの打算主義と個人主義とを非難したのである。他方、博士は1923年6月5日の京都帝国大学経済学会主催アダム・スミス生誕200年記念講演会に、その第6席として「スミスの租税原則」と題して講演され、これを『経済論叢』の同記念号に掲載された。それによれば、「私は茲に彼の原則の当否を論難せんとするのではない。其は別の機会に譲り、彼の原則其ものの如何なるものなるかの有の儘を吟味して見やう⁽²⁵⁾」とされつつも、「彼の理想——は箇人主義及自由主義であり、此が彼の原則の上に現はれて居⁽²⁶⁾」て、「此箇人主義の精神から租税原則を演繹的に構成したもの又は完成せんとした⁽²⁷⁾もの」といい、第1原則について、「平等原則——彼が平等を説くのは……箇人の利益を傷はずして其利益を伸ばすが為め

(大内兵衛『経済学50年』、東大出版会、1960年10月、30—32ページ)と、批評のおおいかの書のなかでも、とくにつよく痛罵される。

(21)、(22) 神戸正雄『財政学要論』(弘文堂書房)、1926年9月、205ページ。

(23) 同上、225ページ。

(24) 同上、213ページ。

(25) 神戸正雄「スミスの租税原則」、『経済論叢』第18巻第1号、1924年1月、アダム・スミス生誕200年記念号、269ページ。

(26)、(27) 同上、271ページ。

ある。抑もまた彼は国家を以て私的の利益共同と同等と考へ随つて其共同に対す各箇人の利害の割合に応じて、費用の分担を為すべしとしたのである⁽²⁸⁾と規定されて、〔D〕および〔E〕の原文を注記され、さらに「彼が此原則に於て折角、能力原則を先づ注意しつつ、尚ほ論理的不徹底に利益原則をも並行せしめたのは」（ここで〔A〕、〔B〕および〔C〕の原文を注記）「畢竟するに、彼が箇人の利益観に強く捉はれ、之を附加へざるを得なかつたから⁽²⁹⁾」とするばかりでなく、租税4原則の全体にかんして、ふたつの視角から、やんわり冷笑している。第1に「原則の素性」をあらって、「此スミス原則は果してスミスの独創かといふのに、此は彼の独創ではなく、他の先輩よりの借物であつたやうである⁽³⁰⁾」とし、第2に「原則の性質」について、スミス原則は「之を以て独逸学者の如く政策的なる改良目標としたのではなく、古来實際に於て準拠された所の実在としたのである⁽³¹⁾」が、じつは「而かも彼の当時に行はれた實際が、実は之と異つて居り、彼が其著書に於て屢々他の処では自説を立証する為め实例を挙げて居るのに、此原則については毫も之を試みて居らない所から見ると、実は彼が之を史実から帰納的に纏めたのではなくて、偶々他学者の見解を知つて、自家の根本的思想から之に共鳴し、之を一層其思想、其理想に適合するやうに変形した⁽³²⁾」、「彼は之によりて箇人の利益を計り、箇人を出来るだけ宥恕しやうとして居る⁽³³⁾」、すなわち、その「借物」ないしは「受売り⁽³⁴⁾」という非独創性とその非實際性、「演繹⁽³⁵⁾」性、観念性、と。要約すれば、博士の所論は、「独創」でない「借物」の原則を「実在」とのかんけいをとわず、「彼自身の根本思想から」「変改した」、いわば観念の幻影的産物がスミスの原則であり、しかもその根本思想とは「箇人主義及自由主義⁽³⁶⁾」で、「個人の利益を尊重」するものだから

(28), (29) 同上, 272—73ページ。

(30), (31), (32) 同上, 270ページ。博士の注記する、この借物説の主張者は、ロジャース、カニンガム、ワグナー、エーエベルヒ、ペラ・フェルデス、ニッティ、ストルツなどである。

(33), (34) 同上, 272ページ。

(35) 博士の言及される、この非實際説の主張者はワグナーとカイツルである。

(36) 神戸正雄, 前掲論文, 279ページ。

ら、つねに「箇人の利益を傷ふ結果の大小に意を用る」⁽³⁷⁾たり、「箇人の利益を計ることの熱心なことを示し」⁽³⁸⁾、「彼が納税者の為めを計ることの至れり盡せり」⁽³⁹⁾で、むしろ度を過して居る」のであって、その結果、「國民經濟的の原則」を「欠く」か、ないしは、この「經濟的といふのは箇人的で、國民的ではない」⁽⁴⁰⁾し、「財政政策的の原則……に現はれたやうな政府の立場など考慮すべきでなかつた」⁽⁴¹⁾のだとされよう。すべては「箇人主義及自由主義」のなせる、反國家的のしわざにあるとすれば、これはあきらかに「論難」そのものであり、「彼の生誕記念に際して、私が彼の靈に献ぐ心ばかりの供物」とは、皮肉にも「靈」とあるごとく、葬送の辞であって、「生誕記念」とはおよそかけはなれたものというほかはない。

「原則の素性」と「性質」とをあげつらうことによつて、その非獨創性と非實際性とを指摘する、上記のやり方は、この第1類型のひとつの特徴であり、たとえば、すでにはやく、「4法則はアダム・スミスの租税の法則として頗る有名なるものなれども、スミスの創見にはあらず、実は其以前に既にモンテスクの稱道したる所にして、只スミスに依りて明瞭なる形となされたるのみなり、而して何人も此法則に反対する者はある可からずと雖も、此の如きは殆んど自明の理にして敢てスミスを待ちて後に之を知るにあらず、只研究を要す可きものは如何にして此法則を實行す可きやの問題たるなり」⁽⁴²⁾と嫌味をいざま、「スミスの所論の如きは到底之を応用する事能はざるに至れり……租税論は……骨董品たるの観を生ぜり」⁽⁴³⁾、「最早古物と認めざるを得ざるなり」といわれ、さら

(37) 同上、274ページ。

(38) 同上、275ページ。

(39) 同上、276ページ。

(40) 同上、277ページ。

(41) 同上、278ページ。

(42) 同上、269ページ。

(43) 星野勉三「アダム・スミスの財政学」、『三田学会雑誌』第5巻第3号、1911年4月、アダム・スミス記念号、323—24ページ。この論文は、『諸國民の富』出版を記念しておこなわれた三田読書会主催の講演（1911年3月9日）を収録したものである。

(44) 同上、327ページ。ただし、自由主義國家論に「到底賛成する能はざる所なり」とするにもかかわらず、「國家万能主義を牽制する反対の極端説として頗る有益なるに相異なし」といい、また、その歴史的「功蹟を觀過する者にはあらず」といい、すすんで

に、おどろくべきことには、1論説の全部をこの点の解説にあてたものまであらわれた。すなわち、「有名ナル此ノ原則ニ付テ、世間ニ或ハ多少ノ誤解ガアル様デアル、即チ(1)租税ノ原則或ハ格言ト云フモノハ氏〔スミス〕ニ至リ始メテ言ヒ表ハサレタトスルハ第1ノ誤解デアル。(2)又此ノ原則ノ内容ガ氏ノ創見デアリニ依テ始メテ唱導サレタトスルハ第2ノ誤解デアル。(3)又此ノ原則其者ニ付テモ、其後ノ学者間ニハ多少ノ批評モアツテ、必ズシモ人ノ推服スル所デハナイ。吾人ガ左ニ述ブル所ハ聊カ想ヒ浮ベル其ノ一斑ヲ示サントスルニアル」⁽⁴⁵⁾との視角から、ペティ、ヴォーバン元帥、チュルゴー、ヒューム、ユスティ、ボモン、ピールフェルドなどの所説を縷々かえりみて、「以上述ベタル所ニ依リテ観ルニス氏ノ4原則ナルモノハ、既ニ氏ノ当時ニ在テハ以前ヨリ多クノ学者ガ述ベタル所デアツテ、氏ハ此等ヲ採テ4ノ原則トシテ書イタニ過ギヌノデアル。……此ノ原則ナルモノガ常識的ノモノニ止マル点ヨリ云フモサウ考ヘラル」⁽⁴⁶⁾とのべて、その「借物」性をなじったあと、節をあらためて「原則」の觀念性を他人のことばに依拠して主張する——「今日ノ財政学者ハ、此ノ租税格言ノ設立ニ依テ租税組織ヲ支配セル何等ノ法則或ハ原則ヲ確認スル能ハザルヲ知ル」、「予ハ財政学上此ノ租税ノ原則ノ価値ヲ否認スルモノナリ。何トナレバ、是レノ先天的公理(ein aprioristisches Postulat)タルニ過ギズ、事実上租税制度ヲ支配スル規則ニアラザレバナリ」(カイツル)「彼ノ原則ノ実体内容ハ人間ノ常識上ニ於テ簡單ナル思想ヲ集合シタルモノニ過ギズ」(コーン)、「ス氏ノ原則ハ其性質一般的ニシテ、適用ニ対スル精密ノ規定或ハ標準ヲ欠ケリ、コレ恰モ正直ハ最良ノ政略ナリトカ、今日為シ得ルモノヲ明日ニ延バスクラズ

はスミスの経験論の意義を評価して「豊富なる實際的智識を以て之を説明したりしかば、頗る公平にして又實際に適合す可き学説を生じ」(同上、319—21ページ)とのべているのは、慶応という私学における折衷自由主義の、おもわざる露呈として、われわれは重視する。

(45) 工藤重義「アダム・スミスノ「租税原則」」、『国家学会雑誌』第32巻第6号、1918年7月、18—9ページ。われわれには(1)と(2)の實質上の差異をかならずしも理解できないが、それだからこそ、この区分は工藤氏の意図の、はからざる強調といえよう。

(46) 同上、29—30ページ。それだけでなく、「ヨリ精密デアルト言ヒ得ル」点では「20余年前」のユスティはスミスにまさる(同上、28ページ)という。

トカ云フニ等シ⁽⁴⁷⁾ (ウェルズ) と。そして、かんじんのもんだいについては、「ス氏ノ第1原則ハ所謂能力説ト利益説トヲ同時ニ言ヒ顯ハシテ居ル如シ、其ノ真意何レニ在リヤト云フ如キ議論等種々アルガ、茲ニハ凡テ之ヲ述ベヌ⁽⁴⁸⁾」と逃げたのであった。

また、第1類型の他のひとつの特徴は、まえにいったような、第1原則の前半部分、おおくは[A], [B], [C]までであって、[G], [H]などにはいっさい言及しないばかりでなく、⁽⁴⁹⁾そうした処理の底意にある個別利益説的解釈のために、[B]における“under”をわざわざ誤訳して、“より”とするばあいのおおい点である。たとえば、「国家の保護に依りて得たる収入」⁽⁵⁰⁾、「国家の保護によりて享受する所の収入」⁽⁵¹⁾、「国家の保護に依つて各人の享有する収入」⁽⁵²⁾とか、やや意識して、「其保護ヲ受クルノ程度ニ応ジ各自ノ収入ニ比例シテ」⁽⁵³⁾、「国家より受

(47) 同上, 30—31ページ。

(48) 同上, 32ページ。こうして、この論説は内容を別としても、叙述そのものはペティその他の「原則」か、若干のスミスにたいする批評の紹述であって、スミスの「原則」それ自体の分析ではないのだから、形式的にみても題目と叙述との不一致を示す羊頭狗肉ものであるのだが、いささか気がひけたのか、「現今ニ於ケル財政学書ガ、恰モ金科玉條ナルカノ如クニ見テ租税論ニ之ヲ掲グルハ時世後レト云ハネバナラヌ」としながらも、ただちに「併シ乍ラ、ス氏当時ニ於ル価値ト、現今ニ於ル価値トヲ混同シテ之ヲ非難スルモノアリトセバ、正鵠ヲ得タル批評トハイヘヌ。……今日ニテハ自明ナル此等ノ原則モ実現サレテ居ラナカツタ。……若シ今ヲ以テ古ヲ笑フノ筆法ヲ執ルナラバ、プラト—モアリスト—トルモエラキ哲学者ニアラズト云ハネバナラヌ。要之、ス氏ノ原則歴史的価値ハ相当ニ認メテヤラネバナラヌト思フ」(同上, 31—2ページ)と。だが、これはたんなる修辭的な弁解にすぎない。なぜなら、まともにもそうかんがえるのならば、この論説をかく動機も叙述内容も本来なりたないからである。

(49) [A], [B], [C]までしか引用または言及しないものをあげてみれば、小川郷太郎・汐見三郎, 前掲書, 228ページ; 星野勉三, 前掲論文, 323ページ; 小林丑三郎『比較財政学』(同文館), 上巻, 1906年10月, 36ページ; 馬場鉄一『財政学講義』(巖松堂), 1921年7月, 42ページ; 工藤重義, 前掲論文, 22ページ; 土方成美『財政学の基礎概念』(岩波書店), 1923年12月, 206ページなどであり、これに[D], [E]をくわえて引用したのは、原文のままであるが、神戸正雄, 前掲論文, 273ページであって、[F]以下、とくに[G]以下にふれたものはまったく存在しない。なお、ここではじめてとりあげた、小林, 馬場, 土方の各氏の著書のもつ意味については、のちをみよ。それらは、小川・汐見流の純粹第1類型とは、むしろ同一でない。

(50) 星野勉三, 前掲論文, 323ページ。

(51) 小林丑三郎, 前掲書, 36ページ。

(52) 小川郷太郎・汐見三郎, 前掲書, 228ページ。

(53) 馬場鉄一, 前掲書, 42ページ。

くる保護に⁽⁵⁴⁾応じて」というのが、それである。

第2類型 みずからの著書の基調について、「著者は一派の論者の如く現代の社会組織経済制度を極端に悲観するものに非ず、国民経済の発展充実に⁽⁵⁵⁾營利的流通経済の発展充実に負ふところ尠しとせず、結局健全なる財政は健全なる市場組織を前提とすべきことを信ずるものなり。従て国家が財政機関を運用して現時の経済組織に無理解なる干渉を試みるが如きは決して国民経済の終局の利益に適する所以を知らざるなり⁽⁵⁶⁾」と折衷自由主義の立論を表明するぐら⁽⁵⁷⁾いだから、経費論では経費再生産力説を否定して消費説を力説し、租税の第1定義を「人民の共同利益を目的とする所謂一般的経費を支弁するに在り⁽⁵⁷⁾」とする、国家生存権説の事実上の否認がひそかにではあるが、きっぱりと提起されているとともに、自己の折衷主義を説明して、「一般に独逸学者は租税に於ける強制的要素を高調し、英米学者は負担の任意的方面を考慮するものの如しと雖も、兩者必ずしも矛盾するものに非ず。今や政治上には立憲制度確立し、社会上には共同連帯の觀念行はれ、財政上に於ける国民の負担に就き国民自ら参加し、自ら評論し、自ら充当するの風習盛なるを以て、租税の本質に任意自

(54) 土方成美、前掲書、206ページ。

(55) 内池廉吉『財政学概論』（同文館）、1927年11月、序1—2ページ。

(56) 同上、59—61ページ。あるいはつぎのようにすらいふ——「アダム・スミスが国王と商人程性格の矛盾せるもの他に類例を見ずと喝破せること千古の金言」（同上、147ページ）である、と。

(57) 同上、156ページ。内池博士と第1類型に属する論者との、租税の意義づけにおける、大きな相違は、前者にあっては第1定義に「利益」のことばをさしいれて人民による自発的な分担という共同分担説を強化したこと、および、「強制的性格」を第1定義からずらして、さいごの第4定義に格下げしたこと⁽⁵⁷⁾のふたつであった。たとえば、租税を定義して、第1類型では、「(1)租税は国家公共団体が財政権によりて強徴するものである」「(2)租税は一般人民より徴収するものである」「(3)租税は一般人民より徴収する財である」「(4)租税は国家が一般の経費を支弁する目的を以て徴収するものである」(小川郷太郎・汐見三郎、前掲書、214—16ページ、傍点は原文において白圈点により強調された部分)とされるが、内池博士では、「第2、租税は人民の私有財産より徴収せらるる」「第3、現代に於ける租税の形式は貨幣なり」「第4、租税は人民の提供する強制的負担なり」(内池廉吉、前掲書、157—60ページ)といわれる。むろん、こう対比してみると、この定義をめぐる内池博士の折衷自由主義的立場は、上記ふたつのほかに、このふたつを軸に、そのコロラリとして種々かぞえられよう。これについては別の機会にのべたい。

発的の要素あるを看過すべからず。……〔他方では〕人口増加し、経済錯綜し、貧富の懸隔多大となるに及んで、租税の配分を公平ならしむること困難となるのみならず」「租税遁脱の危険大となるに及んでは、第3者たる国家の見地より配分を計画し、且つ其の賦課を強制するに非ざれば到底其の目的を達する能はざるべし。之れ国家が強制的なる課税権を以て人民に臨む所以にして、其の強制たる米国学者の所謂法律上の強制……に過ぎずして法を以て国民本然の自発的提供を監督促進するの趣旨に外ならず。されば租税に於ける強制的負担は昔日に於ける暴君の誅求とは全然其の類を異にするものなり」という。したがって功利主義と共同経済とを調和させる内池博士にとっては、「租税制度の結構に関する根本的法則」たる租税原則の「樹立は先哲アダム・スミスの創意に負ふところ多く、其の所謂租税の4大法則は今尚斯界に重きを為しつつあるなり」⁽⁵⁸⁾となるのであって、ここでは第1類型で非難された非獨創性と古物性とにかかわって、第1に、「創意」がたたえられ、第2に、過去における「歴史的価値」ばかりでなく「現今ニ於ル価値」の「重き」がみとめられるのである。もっとも、これにつづいて、「然れ共スミスの法則は當時の時事に適切なる極めて實際的の価値を有するものなりしも、文辞如何にも簡単にして、事情変化し経済進歩せる現代の財政を支配するには充分なりと謂ふを得ず。爾来独仏日等の学者は次第に此の原則を拡張して、其の内容を豊富ならしむるに努めたり」とただしがきがなされており、前言をとりけすようにもみえるが、われわれはそうはかんがえない。というのは、「当時」ですら「實際上に歓迎せられざりし」「実行難」と「骨董品」とせいぜい「当時ニ於ル価値」⁽⁶¹⁾しかみない第1類型とは反対に、まず「当時の……極めて實際的の価値」がたかくかかげられるのみではなく、この方がより重要だが、「簡単にして……充分なりと謂ふを得ず」とあるごとく、スミスの「法則」は過去をして過去たらしめる歴史的遺物ま

(58) 同上、160—61ページ。

(59), (60) 同上、172ページ。

(61) もとより、先にいったように、これは口先だけであった。強度の目的論的接近は、自己のうちに、歴史的評価をおこなう内的論理を固有の方法としては、もちえない。

たは「古物」としてではなく、すなわち根本的に陳腐化されたものとしてではなく、たんに「簡単」すぎて不十分だから齟齬せよ、つまり「此の原則」を唾棄して捨てさるのではなく、逆にそれを生かして胚芽として育てよ、「拡張」せよ、「豊富ならし」めよ、とはげんだのが「独仏日等の学者」にほかならぬとすれば、スミスは「拡張」されるべき当の礎柱として、母体としてまさに「現今ニ於ル価値」をもち、そのために、ゆたかにされ「拡大」されればされるほど、かえて「今尚斯界に重きを為」すていものだからである。かくして、忘れざる「スミス」の名は索引によっても本書のなかで20回、もし「スミスの4大原則」の項目2回とあわせれば、22回となり、しかもそれらはほとんど肯定的に引証されるのに、たとえばワグナーは14回、そのうえ、それはやや否定的に挙名されるのみならず、かれの4大原則は索引になく、事実上その原則にしたがったはずの本文の構成でもワグナーの名が、不思議にもあげられぬという仕末となる。⁽⁶²⁾

それであるから、「スミスは国家本位の経済論に対して人民本位の経済論を構成するに忙しかつた」、⁽⁶³⁾「飽くまでも人民本位の財政論とならざるを得ない。カメラリストも、アダム・スミスの財政論も、研究の対象を国家の収入及び支出に求めたが、前者は国家を出発点として其経済行為を研究するに反し、後者は人民を出発点として国家の経済行為を批判するの方針を取る」⁽⁶⁷⁾「民主的精神」⁽⁶⁸⁾

(62) 内池廉吉、前掲書、577、586各ページ。

(63) 参考のためにかげば、人名アダムス9、シラス4、セリグマン10、ダルトン3、バステブル10、ヒューム4、ミル11、リカルドー4、エーベルヒ1、ザックス3、ジャンツ1、シュタイン7、ノイマン5、フォッケ1、ラウ4、ユスチ2、地名では英吉利30、独逸16（いずれも表現は本書にしたがう）の回数である。

(64) 同上、10、90—91、100、109、136、180、281、417—21の各ページ。281ページでは租税体系にかんれんして、ワグナーの「堂々たる権威として久しく斯界を支配したるもの」をしりぞけて、「英米学者の説を尊重すべし」という。

(65) 同上、172—73ページ以下。しかも、おどろくべきことは、租税原則を論じた第11章の参考文献として、13にのぼる外国文献のうち、ミルヤスミス『諸国民の富』第5篇を指示しながら、ワグナーはみあたらない。参照、同上、214—15ページ。

(66)、(67) 内池廉吉「アダム・スミスの財政論梗概」、『商学研究』第3巻第1号、1923年6月、アダム・スミス生誕200年記念論集、181ページ。

(68) 同上、184ページ。

にみち、「租税研究者としてのアダム・スミスの效績中重要なものが3つある⁽⁶⁹⁾」が、そのひとつが「租税に関する所謂4大原則なるものを打立てて租税制度結構の標準を示したこと⁽⁷⁰⁾」だといひ、さらにこれについて注目すべき弁論を展開される——「本原則に対する非難攻撃」「特に第1の原則は租税制度全体に対する標準たるべきものなれども第2乃至第4の原則は個々の租税の正否を検する場合にのみ用ふべき尺度であつて、之を無差別一列に配置するのは論理に反するといふ様な反駁は可有有力で」「其他確實の原則の如きは方今其必要なしとか、税源を国民所得に限るべしとの重要事を抜かして居るとか、云ふ様な原則全体の上に対する非難や各条の内容に対する非難が続々起り来り、後進学者にして之が補修訂正を試みないものは殆んど無い様な次第であるが、さて補修訂正を施しても一向改善の跡が見えず、寧ろ却つて改悪となつた場合がないでもない、殊に仏独の学者中には恐ろしく細密微細な分類的な原則を作つた者が沢山あるが、それが細密微細なる為、スミスの論じて足らざる処を補充するの效を奏するに至りたる一方に重複を来し冗漫に流れ権威を失するの結果を来した所もある、又財政上の原則の如きは独逸学者のやる様に解剖分類を試むることの出来ぬものである。租税の原則を分ちて財政上の原則、経済上の原則、倫理上の原則行政上の原則等となし更に之を幾多の小分科に細分するのは学問上の興味を満足させる為には宜しいが、生きた社会に行はるる原則は相互に関連する処が多いので、之を細分してしまつては其妙味を没却してしまふ。さればスミス以後に於ける財政学者の原則補正の努力は大半失敗に終り、それが為却つてスミスの名声が一層高くなつた様な観がある。さればとて予はスミスの原則を全然完全なるものと信ずるものではないが而も現代経済組織が継続する限り、それが永く偉大の威力を有するものなるを疑はぬのである⁽⁷¹⁾」と。

そこで、スミスを比例税主義とのみ解釈しつつ、これを非難するいわば第1類型にたいして、「スミスが此原則を設けたるより後進学者は一斉にその立論を推測演釈して税率に関しスミスは比例税を是認するものであると断ずるけれ

(69) 同上、187ページ。

(70)、(71) 同上、188—89ページ。

ども当時スミスは税率に関する問題を考へて居ない様である。之を累進にすべきや比例にすべきやと云ふ様な問題は尙未だ起つて居らぬ、此問題が緊要となつたのは後日貧富の懸隔が甚しくなつて来てからの事であるのだから、當時に在りては比例税を以てして、能く人民の能力に租税負担を順応せしむることが、出来たことと思はるので、スミスの第1原則は比例税を是認するものであるとの議論は一見尤もの様に思はれるが、能力に比例すると云ふことは必ずしも収入に正比例すると云ふ意味では無い、現にスミスも後段家屋税を論ずる中に下の如く述べて居る」として、例の累進税の合理性を論定した1文を原文のまま引用したあと、「即ち此場合に立派に累進税を主張して居たと云ふことが出来る、此の如き語調は此外にも諸所に散見することが出来る⁽⁷²⁾」といい、また、「其の趣旨に於て利益説を採るものと謂ふべきも、亦1歩を進めて能力説に移るの時期を劃するものと観るを得べし⁽⁷³⁾」とするのであった。いうまでもなく、こうした叙述は、第1に原文“in proportion to”を厳格な「正比例」とみるべきでないことを、したがって累進主義の事実上の懐妊と生誕とをスミスの諸々の叙述から推定し、第2に「能力」の語を率直にひろいあげて、その過渡的性格をかえりみることにより、利益説の内部における能力説の懐妊と生誕とをみいだすものといえよう。

これとほぼおなじもの、すくなくとも結果として、これにちかい説明をこころみたものが、もうひとつある。第1原則が「租税制度全般に関するものであり、国民の租税負担能力を規定するものなることは勿論である。スミスは、此の租税負担を如何なる規範^{ノルム}によつて規定したか」と自問し、[A]、[B]、[C]を引用、つづいて[D]、[E]をも引いて、「故に、彼の云ふ租税とは、國家が國民に給付する利益、保護等に対する反対給付、利益保護の交換代価である。従つて彼は交換説を支持するものと云へる。交換説は、租税を以て國家の保護に対する価格であるとするのであるが、國家の勤勞価格は……個人毎に計算することは事実不可能である。又、スミスは、國家を以て個人の機械的集團であるとす個人主義的な解釈を支持して居」り、これは「専制を事とする政府の

(72) 同上, 189—90ページ。

(73) 内池廉吉, 前掲書, 201ページ。

処置に対してのみ主張し得られたところのものであつて、租税の本旨には容れられない」としつつも、ただちに、「又、スミスが租税を以て国民が『各自の能力に応じ』て支払ふべきものであるとする考は、彼が能力説をも合せ説くものであると云へる。即ち租税を以て各人が其負担能力に応じて賦課される義務であるとするもので、国家に於ては強制の賦課金であり、国民に於ては相対的の義務である。而して此の国民の義務たる租税納付の義務こそ、国民の所得である。故に国家職務の性質として、個人の有する能力の全体とは密接な関係を有するものであつて、個人の能力を離れては国家の負担を課する何等の標準とすべきものはないのである⁽⁷⁴⁾」として能力説の出産をたからかに告げ、さらに、約言して「要之、第1原則は、租税が如何なる目的を以て、如何なる標準により賦課せらるべきかを決する根本的の租税原則である。即ちスミスに従へば、租税の目的は政府維持のためであり、租税の対象物は国民の所得であり、其の標準は国民の所得に出来得る限り正確に比例することである。かく、スミスの『租税は出来るだけ正確に所得に比例する』といふ主張は、彼が純然たる比例税主義者でないことを証明するものであつて、後に」（といて例の累進税の合理性を主張した1文を引用）スミスみずからの「云つて居る点から推察して、彼は又、累進税主義者であつたことをも認めるのである⁽⁷⁵⁾」とされ、累進主義の懐妊と生誕とおなじく予知したのであつた。

第2類型は、かくして、スミスにおける双面的叙述を、一方を捨象して一義的に把握するのではなく、その双方をともにとらえようとするのだから、われわれにとって、スミス解釈におけるただしい方向づけへの巨歩なのであつたが、それは同時にひとつの重大な自己矛盾をはらむのである。たとえば、村山氏の所説を例にとればあきらかなように、一方では、わがスミスは租税を保護の代価とみる利益説、交換説だとしつつ、他方ではそれを「義務」や「強制の賦課金」だとする、あるいは、一方では租税の目的なり根拠なりを人民みずからの利

(74) 村山重忠「アダム・スミスの租税原理の研究」、『税』第4巻第7号、1926年7月、6ページ。「義務」の傍点は、原文で白圈点によって強調されたもの。

(75) 同上、7ページ。

益保護にたいする代償だとしながら、他方ではそれを「政府維持のため」だとする、分裂的叙述をいたずらにかさねることになるか、ないしは、「此の原則が租税制度全般に関するものであり、国民の租税負担能力を規定するもの」とわざわざ冒頭に宣言して、その全般的性格と配分論的特質に重点をおきながら、すぐさま、根拠論を導入して配分原則を根拠論から同時決定する個別的利益説を展開し、はては「国家を以て個人の機械的集団であるとする個人主義」とみて、原子論的国家観をスミスにおしつけるのであった。これらは、いずれも第1類型のごとき機械的な捨象におちいらないという、まさにそのことがスミスの叙述のたんなる再現におわるか、そのものとしては矛盾にすぎない双面的叙述のそれぞれをスミスその人以上に強化して、矛盾をかえて拡大再生産させているとさえいえる。内池博士でいえば、あのようにスミスをたたえ、あのようにその能力原則や累進主義をぬきだしながら、「益給付対反対給付ノ原則」すなわち利益説にかんれんしてスミスの名をあげ、〔D〕、〔E〕の要旨をのべ、「各小作人ガ其利益ノ範圍ニ比例シテ経費ヲ分担スル如ク各国民ハ其国家ヨリ受クル利益ニ比例シテ租税ヲ支払フベキコトヲ証シタルガ如キ明ニ租税代価説ニ裏書スルモノト謂フベク⁽⁷⁶⁾」とし、これを一般化して論難され、「租税代価説ノ淵源タル国家契約説ノ如キ余リニ独断空想ニシテ實際ニ適セズ其学说トシテノ価値忽チ失墜ニ帰シタル」ものといひ、「租税代価説ノ誤謬ハ左ノ2項ニ帰スベシ／(1)国家ト個人トノ關係ガ本来契約ニヨリ成立シタルノ事証無キノミナラズ国家ガ政務ヲ行フハ其自主權ニ基クモノニシテ人民ノ依頼又ハ注文ニヨリテ行フモノニアラズ從テ其之ニ要スル経費ノ財源ハ国家ノ強制力ニヨリ人民ニ賦課スベキモノニシテ政務ノ代金トシテ請求スベキモノニアラズ／(2)国家ノ職務タル……所謂無形的貨物ニシテ金錢ヲ以テ計算スルニ適セズ且仮リニ計算シ得タリトスルモ之ヲ各個人ニ適當ニ分割スルコト不可能タリ加之社会政策ノ盛トナルニ從テ貧者ハ富者ヨリモ国家ノ手数ヲ要スルコト多ケレバ国家ヨ

(76) 内池廉吉「課税権ノ理由(其2)」『国民経済雑誌』第25巻第5号、1918年11月、82ページ。この論文は博士の前掲書(168ページ)においても、重要な参考文献とされている。

リ受クル利益又ハ国家ニ及ボセル経費ノ対価ヲ個別的ニ徴収スルトキハ貧者ニ重ク富者ニ軽クスルノ結果トナルベク政務ノ代価ヲ租税ノ標準ニ充ツルガ如キ何レノ点ヨリ見ルモ不都合也⁽⁷⁷⁾」と断定する姿勢はほとんど第1類型の論理と軌を一にしているし、また、交換説を能力説と対比しつつ、前者を痛論する基準もまた、「実行不可能」や「個別的に分割し計算すること頗る困難」など、これとまったく同様であった⁽⁷⁸⁾。「今尚斯界に重きを為し」「立派に累進税を主張して居た」スミスはいったいどこへいったか。

また、そのような矛盾と混乱は、[B]における“under”を、“下に”と正訳するにもかかわらず⁽⁷⁹⁾、それがたんに即自的な把握にとどまった怪我の功名であったことは、[E]における“in”を“対して”と誤訳したり⁽⁸⁰⁾、[G]や[H]に無関心であったりすることで、あきらかではあるまいか。

この矛盾の解決はふたつしかない。ひとつはいわば安直な方法であって、それだけに根本的な解決とはいいがたい。それは、はじめに典型としてのべたように、「収入」を媒体として能力説と個別的利益説との調和をはかろうとするものであるが、もし「保護」と「収入」との個別分割的対応かんけいが、「義務」や「強制」により、個別計算の不可能により、また、社会政策の意義により、否定されているのだとすれば、「収入」を媒体とすること自体が成立しえないからである。「義務」や「強制」やをうちだしたために、配分論における

(77) 同上, 83-4 ページ。

(78) 内池廉吉, 前掲書, 202-206 ページ。本書では、交換説を国家給付原価説 (Cost of Service Theory) と国家給付価値説 (Value of Service Theory) に二分して、前者については1. 個別的計算の不可能性, 2. 生命財産の保護に要する費用は生命財産の価値とは無かんけい, 3. 社会政策の趣旨に反する、後者については1. 人民が政務に認める価値の差異, 2. 政務価値の標準の不適當 (a. ホッブズの享樂は費用支出によらない。財産所有も享樂の原因, b. 政務効果は財産だけでなく人である, c. 政務価値は人民の所得のほか, 文化・芸術など幾多の価値をもたらす, d. ザックスの共同需要の限界価値説の抽象性) に依拠して批判する。このうち、前者の全部と、後者の2のbおよびcはスミスにも適用されるべき性質のものである。

(79) 村山重忠, 前掲論文, 6 ページ; 内池廉吉, 前掲書, 201 ページ; 同, 前掲論文 (『商学研究』), 189 ページ。

(80) 村山重忠, 前掲論文, 6 ページ。ただし、内池博士はこのあやまりをまぬがれていた。なお、大内兵衛訳『国富論』(旧岩波文庫版)をはじめ、わが国のスミス研究史はこの誤訳史をもっている。

能力説と根拠論における個別的利益説とを、昭和期に生成した第2類型の完成形態⁽⁸¹⁾のごとき安易な解決ができなくなったところに、大正期の第2類型の見事なもんだい性があった。それは、みづから矛盾を矛盾として身を投げだしてみせたこと⁽⁸²⁾にあったのである。つまり、それは「能力」と「利益」との矛盾を、「能力」を捨てざるか、「利益」を放棄するか、の二者択一という、両者のほげしい緊張かんけいとして提示する。ところで「能力」を捨てるのは、むしろ矛盾の解決ではなく、その回避または解体であり、第1類型への回帰または逆行とみるほかはないのだから、こうした矛盾の直視は、もんだいのありかをひとえに「利益」のなかにさぐらざるをえなくさせるであろう。矛盾を揚棄する「中間項」は、どうも「利益」の側にありそうである。われわれが、それ自体は第2類型に属するものではあるが、第3類型としてあえてつぎにとりあげるのは、それが事実上この点への着目を有するものとかんがえたためであった。

第3類型 まず、4原則のうち第1原則と第2原則以下のものとの峻別を主張して、「此際私が1言を禁ずるを得ないのは、右4原則中の第1と、第2以下のものと全然性質を異にして居る一事である。蓋し国家と国民と相對して、前者が後者に租税を賦課するや、必ず其間に租税公正の問題が惹起されざるを得ない。即ち如何なる目的物に対して、何を標準として課税したならば、租税負担の公正を得るかと云ふ問題はアダム・スミス以前から夙に識者の研究を煩して居つた所であつて、スミスは其第1原則に於て、此問題に答へんとし

(81) たとえば、井手文雄『増訂新版・古典学派の財政論』（創造社）、1960年6月、296、301各ページ。

(82) ここでスミスの特質を偉大な「矛盾」にあるとして称讃したマルクスのことばが想起されてよい。「A. スミスの諸矛盾は、これにはいろいろな問題——なるほどかれが、解決してはいないが、自己矛盾をきたすことによって示すいろいろな問題——が含まれているという、重要な意味をもっている。この点におけるかれの正しい本能は、かれの後続者たちが相互に、ときには一方の面をとりあげ、ときには他方の面をとりあげているということによって、もっともよく証明される」、「A. スミスにおけるこの矛盾……は、ずっとふかいところに根ざしている」(Karl Marx, *Theorien über den Mehrwert*, Dietz Verlag, Berlin, 1956, SS. 114, 37. 邦訳、長谷部文雄訳『剰余価値学説史』（青木書店）、1957年12月、207—208、89各ページ）など。それであるから「スミスその人以上に」矛盾を「強化」することこそが、じつはスミスその人に近づくことなのである。

たのであり、事の性質から考へて租税の根本論に関する。租税の負担を分配するに就て、何を標準としたならば、其公正を得るかと云ふことは、租税制度を構成するに当つて、決定しなければならぬ指針であつて、総ての租税制度に対する可否の判断は此原則に拠つて左右されるし、又租税の1が其1個に就て見れば或る欠点を持つとしても、他の租税に依つて、其れを補はれる場合には、両者相合せて、国民の能力に対して、適當の負担を加へるに至り、両者を1の制度に包容する必要を生ずる。即ちアダム・スミスの第1原則は課税全体 (Taxation) に適用されるに反し、第2以下の原則は各種の租税 (Tax) に適用される⁽⁸³⁾ というばあい、村山氏にほのみえた第1原則の全般的性格と配分論的性質を意識的ないしは対自的に規定して、「何を標準として課税」すべきか、「租税の負担を分配するに就て、何を標準と」すべきか、とするのは、「租税負担の公正」を国家からうける利益に等価的に対応する「公正」にではなく、「国民の能力」間における負担の「公正」として、課税標準の設定を個別的利益説から能力説に置換させたことを意味しよう⁽⁸⁴⁾。はたして、堀江博士は〔A〕〔B〕、〔C〕、〔D〕、〔E〕、〔F〕を「訳載」していわれる——「右の原則を解釈し、評論するに当つては、従来種々の誤解や偏見の伴ふことを免がれなかつた。其1はアダム・スミスを以つて、租税利益説を信奉する者であるとする解

(83) 堀江焯一「アダム・スミスの租税論」、『三田学会雑誌』第17巻第7号、1923年7月、アダム・スミス生誕200年記念号、2—3ページ；同「アダム・スミスの国債、租税並に自由貿易論に関する研究」、『経済学説研究』（岩波書店）、1923年10月、74—5ページ。なお、神戸博士の京都におけるそれとおなじく、堀江博士のこの論稿も同年6月5日、慶応義塾経済学部主催の講演会におけるものの成稿であったが、その意図と内容の、東西の官私における記念の差異に注目されたい。また、ここに引用した1文は、堀江焯一『財政学』（時事新報社）初版1909年、最終版1926年刊、174—75ページに再録されている。

(84) おなじことを堀江博士は、つぎのように再説して、一層みずからのねらいを強調される。「アダム・スミスの租税4原則の第2より第4に至るものが実際の適用に於て重要な関係を持つことの実事は頗る明瞭であるが、是等の原則たる、固より1の租税の賦課又は徴収に関するものであつて、此以上に租税制度を構成するとか、租税の負担を如何なる標準に拠つて国民に分配するものであるとか云ふ根本的問題には少しも触れて居らない、其之に触れたものは実に第1の原則であつて、随つて第1の原則こそ真に租税全般に関するものであり、第2以下の諸原則は各種租税に関するものに止まるとする説ある所以である」（堀江焯一、前掲論文、『三田学会雑誌』所収、17ページ；同、前掲論文、『経済学説研究』所収、90ページ）と。

釈であつて、其根拠とする所は、スミスが能力なる言葉を説明して「国家保護」の下に、各自の享受する収入」と云つた文中の「国家保護」と云ふ所に重きを置き、スミスこそ、租税を以つて国家の保護に対して、国民の支払ふ代価であるとする旧時代の学説を支持する者であるとするのであり、他の1は矢張り右の説明の文中、アダム・スミスが「各自の享受する収入に比例して」と云つた「比例」の文字を重要視し、スミスこそ比例税主義を主張して、暗々裡に累進税主義を排斥したものであるとするのである。然しながら是等の解釈は2者共に正しきものでないのであつて、斯く解釈されることは、スミスに取つては、大なる迷惑を加へられるものとせざるを得ないであらう。⁽⁸⁵⁾ いうまでもなく、これは根拠論における個別利益説的解釈とそのコロラリとしての配分論における比例税主義という、従来の第1類型的思考からみた通俗的解釈への、すどい果たし状であつた。

博士はそのポジティブな理由として、「第1スミスが「国家保護の下に各自の享受する収入」と云つたのは、当時英吉利と和蘭との間に於て、相当の程度に通商交通の關係の維持されて居つた結果、國際間の重複課税を如何に処理するかと云ふことが問題に上りつつあつたので、スミス亦之に対する断案を下す趣意の下に、1国が収入課税する場合には其国の政權の及ぶ範囲内に於て生ずる収入に限ることを明にしたものとす可きである⁽⁸⁶⁾」といい、スミスの租税根拠論について、いわば異例のあたらしい解釈をこころみ、さらに「第2にスミスが「収入に比例して」と云つた言葉に特殊の意味があり、之に依つて累進税主義を排斥したものであるとすれば、国富論第5編中、何れかの部分に累進税に対する非難の試みられ[る]可き筈であるのに、全編を通じて、其片影すら認められないことは、明にスミスが「収入に比例して」と云ふ文字を最も軽い意義に於て、使用したことを明にするものであつて、私は1部論者の解釈に与するを得ないのである⁽⁸⁷⁾」とされた。かくして、[B]における「国家の保護」と[A]

(85), (86), (87) 同上、『三田学会雑誌』所収18—9ページ；同上、『経済学説研究』所収、91—3ページ。「政權の及ぶ範囲」というのは、[B]を課税權の範囲のもんだいとして把握するのだが、これは事実上、「保護」と「収入」との個別的因果かんけいにたいする批判であり、われわれのいう全般的保護のひとつの具体例であつた。

における「能力」とが、〔C〕における「収入」を媒体としてむすびつけられ、あるいは「保護」と「収入」とを個別的因果かんけいにおいてみる、かの個別的利益説から、スミスは事実上、解放される。また、かさねて博士はいわれる——「能力を標準として、租税の負担を分配すると云ふ説はポードンに依つて、現に主張された位であるから、アダム・スミスを以つて此説の創造者とすることの当らないのは、已むを得ざる所であるが、アダム・スミスが之を租税第1原則に掲げ、且つ能力は国民の収入に依つて、計量されるものであることを明にした1事は此学説を世間に流布し、其以前に行はれて居つた国家勤労実費説や、国家勤労利益説を排除する点に於て、資する所の少なからざりしことは論を俟たない。固よりスミスの以後に於ても、一方に租税負担の分配に関しては能力説を取りながら、能力の何ものたるやを解釈するに当つて、之を以つて国民が国家職務を通じて得た利益であるとし、能力説と利益説との中間に彷徨したり、利益説の信念を以つて能力説を潤色したりするが如き学者もあつたが、スミスに至つては決して然らず、能力は国民の収入であることを断言した。斯くて其後に至つて、収入なる言葉が所得と為り更にジョン・スチュアート・ミルの提言に依つて能力を計るには所得の外に納税者の感ずる犠牲の観念を以つてしなければならぬことと為り、租税の負担に就て、客観的標準に加ふるに、主観的標準を以つてするやうに、多少の変遷を経たには相違ないが、能力と云ふ観念を国民の頭脳に深く植付けた效績に就ては、何としてもスミスを推さざるを得ない⁽⁸⁸⁾と。この1文にあって、とくに留意すべきことの第1は能力説の最大の普及者としてのスミスの位置づけ、第2にその能力説は国家勤労実費説や国家勤労利益説やの個別的租税利益説を「排除」することにおいて成立する——そこにスミス以前のまた以外の能力説とスミスのそれとの決定的ちがひがあり、スミス能力説の独自性がおのずから析出される——ことの認識、第3にはスミスの能力原則とミルの犠牲説とを連続的にとらえていることであ

(88) 同上、19—20ページ；同上、93—4ページ。国家勤労実費説と国家勤労利益説は、それぞれ内池博士の国家給付原価説と国家給付価値説に該当し、今日のいわゆる政務費用説と狭義の利益説にあたる。

(89) って、しかも、第1を第2、第3によって論証しているところに、博士の卓抜さがあつた。⁽⁹⁰⁾

それだけでなく、さらにつづけて能力説の必然的環をより大きなパースペクティブのもとで博士は論定される。「スミスが斯の如く率直に能力説を肯定し、主張したことに就ては、其原因として、スミスが国家に就て正確なる観念を懐いて居つたことを挙げなければならない。社会が個人の生活に取つて、如何に重要な組織であるか、社会の政治組織が社会的竝に個人的生活に於ける目的を完成するに如何に必要なものであるかと云ふことが理解されて、茲に始めて個人は其支払能力に応じて、国家の爲めに之を維持し、之を扶助するに足る供与を爲す可きものであると云ふ要求が生じ、又斯る概念が完全に承認されて、苟も1の国家に属する国民は其能力に応じて国家の爲めに供与を爲す義務を荷うことが明瞭と爲る。而して一方に国家財政に関する組織が進んで来れば、其進むに随つて、第1国家の職務に伴ふ費用なり、其職務の生ずる利益なりを多くの重要な国家職務に就て、計算することは、事実に於て、不可能であり、第2国家職務の性質として、個人の有する能力の全体と緊切なる関係を有するのであるから、個人の能力を離れて、国家の負担を課するものの標準の存しないことと爲る。今日能力説が一般に承認されるのは、斯る道理に拠るも

(89) 従来はミルのスミス租税原則への言及を、ミルのスミス批判としてうけとり、したがって事実上スミスを個別的利益説の主張者とみなすことが通例であり、うらがえしていえば、ミルの犠牲説を、スミスをふくむ旧態依然たる利益説にたいする、きわめて斬新な論陣としてかながえられてきたが、われわれはそうした断絶性もさることながら、まず連続性をみる必要がなにより重視されるべきだとも思う。ミルの叙述は、スミス批判というよりは、かれのスミス解釈、それもまったくスミスの基本像に忠実な解釈なのであった。

(90) これまで、スミスの名において能力説の「流布」にたまさか言及するばあい、「流布」の所以は、おおかれすくなかれスミスの経済思想史上での一般的な令名の故であつて、その能力説における独自性や配分論における必然的構造の指摘によるのではなかつた。いいかえれば、能力説の「流布」はスミスという高名な経済学の「鼻祖」によって偶然にふれられたためであり、能力説がスミスの体内をつきぬけて必然化するのではない。それだから、ここにかいた第2、第3のごとき歴史的系譜による「普及」の実体的必然性にはかんげんに盲目であつた。それはもちろん、能力説をドイツ正統派財政学のみ嫡出子とみる、ぬきがたき偏見の影響による。第2類型にしても、この影響から十分に自由であるとはいへない。あるいは、すくなくとも自由であることをみずから証言する対自的な論理を欠いている。

のであつて、アダム・スミスが18世紀末に於て、之を承認した先見は之を称揚せざるを得ないのである。⁽⁹¹⁾ これもまた、すばらしい着想といわなければならない。能力説の導入には、当然に国家にかんする観念の変容が予想されるからであり、そのことに一定のあたらしい解釈をあたえることなしに、能力説を必然化することはできないからである。

とはいえ、同時にそのようなもんだい意識の、ずばぬけた提示であるにもかかわらず、いな、そのためにこそ、はしなくも、その結論はおそろしく凡庸であり、博士の第3類型としての不徹底が露呈せざるをえないのだった。第1に「国家に就て正確なる観念」とは、社会や政治組織やの重要性ないしは必要性への「理解」が「支払能力に應」ずる共同負担と「供与を為す義務を荷うこと」にほかならず、つまりそういう倫理的要請をスミスにみいだすことにほかならず、スミスにおけるブルジュワ国家思想の変貌の客観的な分析とはおよそ縁どおいものであったし、第2に「国家財政」の進展が「国家職務」の個別分割的「計算」を「不可能」にさせるというのも、それをスミス経済学体系のなかで、スミスのことばをとおしていうのでなければ、スミスの「先見」はたんなる偶然にとどまり、「称揚」すべき必然性はでてこないはずである。そして、ひるがえって検討すれば、「国家の保護」を個別分割的に「収入」に等置する個別利益説への博士の批判は、「国際間の重複課税」の「処理」のため、「政権の及ぶ範囲に於て生ずる収入」の確定という課税技術的かつ史実的な、いわばスミス外的な理由にかたむき、⁽⁹²⁾ いわゆる「全般的貢納」のスミス内的な根拠を欠如していたのみではなく、“Taxation”と“Tax”とをいみじくも区別しながら、[G]、[H]をまったく無視してしまうし、しかも[A]から[F]までの引用を「全文」の「訳載」といってしまわれる。⁽⁹³⁾ それだけでなく、村山氏とおなじく、“under”の“下に”はよいが、“in”は“対して”と誤訳する。とう

(91) 堀江帰一、前掲論文、『三田学会雑誌』所収、20—21ページ；同、前掲論文、『経済学説研究』所収、94—5ページ。

(92) 「重複課税」の指摘をわれわれは重要であり卓見であるとかんがえるのであって、ただ、それだけではいかにも不十分だとおもうにすぎない。

(93), (94) 同上、17—8ページ；同上、91ページ。また、同、前掲書、172—73ページをみよ。

した一連のあやまりと動揺とは、博士が全般的租税利益説への明確な展望をもちえなかったことのあらわれであった。事実、博士は「アダム・スミスを以つて、租税利益説を信奉する者であるとする解釈であつて」云々といわれて、租税利益説と能力説とは対立するものとしてのみ把握し、したがって租税利益説といえば個別的なそれであり、特殊スミスの利益説たる全般的利益説の存在に無感覚とさえいいうるのであるから、博士の所説もそれ自体としては第2類型に属するとすべきであろう。だが、そうであるからといって、たんに第2類型のなかにはめこむだけでは、「国家勤労実費説や、国家勤労利益説を排除」して、すなわち利益説を排除して、スミスの実像をきざみこもうとする博士を、スミスにおける個別交換説と個別利益説との純正さを能力説とともに、うたがわぬ第2類型と同一視しては博士の苦闘と功績とを抹消することになるのであって、やはり、われわれは博士において第2類型の大いなる矛盾を止揚しようとする1過程をみるべきであり、またスミスを個別利益説においてしか、とらえることの知らない、第1類型や第2類型に支配されたわが国近代史の暗夜における、それは唯一の燦然たる光芒一閃なのであった。

さて、堀江博士はなぜにかかる稀有な解釈をこころみえたのであろうか。こたえはかなり微妙であろうが、われわれはいまのところ、つぎのようにいうかはない。博士もまた第2類型と同様に、功利主義と強制共同経済との折衷をめぐ⁽⁹⁵⁾したのであり、第1原則での「能力」をみのがすわけにはいかなかったと

(95) 博士は租税を定義して、「租税とは一般国民の利益の爲めに行はれる国家職務の費用に応ずる目的の下に、国家が財政の強制的権能に依つて、国民に課する富の供与である」(堀江帰一、前掲書、119ページ)とされるが、これは内池博士の定義の圧縮版(ただし次注をみよ)であるばかりでなく、強制性を説明して「必ず納税者の意思に反して、徴収される意味ではない」とし、さらに租税原則の叙述では、これも内池博士とおなじく、「租税に関する原則として、著明なるものは、アダム・スミスの租税4原則であつて、其趣意は今日に於て大体承認されて居る。……アダム・スミス以後多くの学者に依つて主張された租税原則なるものは、要するに各自の判断に拠つて、スミスの原則に加除を施し、潤色を加へたものと認めて、妨げない」といい、シスモンディヤフグナーなどの原則にふれたのち、「以上掲げた諸家の租税原則に徴すると、其アダム・スミスの4原則に支配されて居ることの如何に大であるか」(同上、172-76ページ)とするほか、本書におけるスミスへの言及や態度は、たとえば「財政学の研究に於ても、亦スミスの功業の与つて力あることは論を俟たない所」(同上、14ページ)といわれるど

いいうるのだが、通俗の第2類型とことなるのは、博士が一方では明確にドイツ型に席をとり、しかもなおスミスの個人主義や唯物主義やを非難するのでなく、反対にかれの偉容に畏怖するといった、ふたつのモチーフを意識せざるをえない立場、ことばをかえていえば、第2類型のように、スミスを取り入れて、矛盾を矛盾としてあえて止揚することなく放置しうる折衷性——折衷というのは、じつは矛盾を揚棄する必要のない、あるいは矛盾を矛盾としてみずからは意識する必要のない立場であり、さきにのべた「二者択一という、両者のげしい緊張かんけい」を第2類型自体が、みずから意識するわけではない——とちがって、博士のばあい、ドイツ型をとり、同時にスミスをたたえることの矛盾をみずから意識せざるをえないのであった。こうして、スミスのなかにドイツ型をみいだすこと以外に矛盾の止揚する道のない目的論的接近にとつては、皮肉にもスミスに全般的性格を発見するためには、弛緩した折衷自由主義をもう一度解体して、そこにふくまれたドイツ型をまず肯定し、かつ、スミスを肯定する立場が前提となるのである。もとより、両者の肯定といっても、博士にあつては利益説の必然性の認識はよわく、したがってスミスにおける利益説が機械的に捨象され、もっぱら能力説としてのみ評価され、根拠論としての全般的租税利益説という、利益説の崩壊形態をまったくかえりみないのであるから、博士の所説は第1類型のごときスミスのなかに個別的利益説しかみな

とく、内池博士とすこぶる酷似したものである。スミスへの言及回数もかなりおおい。また租税原則については、別の場所でも、「19世紀中諸國に行はれた税法改革を指導する規準と爲つた点に於て、將た又今日に於ても、依然實際に価値を有する点に於て、吾人は何としても是等4原則を閑却するを得ない」（堀江帰一、前掲論文、『三田学会雑誌』所収、1—2ページ；同、前掲論文『経済学説研究』所収、73ページ）と強調している。これを「實際上に歓迎せられざりし」とした、かの第1類型と比較せよ。

(96) 「公共経済即ち財政」の特質の第1として、博士は「強制的性質を持つこと」（堀江帰一、前掲書、19ページ）をあげるように、博士はドイツのモチーフをやや純粋なかたちで導入したが、内池博士ではそれをあらかじめイギリスのモチーフで溶解したあとで導入するという明瞭な差異があり、前注(8)で圧縮版として同一視した租税の定義でも、内池博士のばあいは、強制性を「租税は人民の提供する強制的負担なり」（内池廉吉、前掲書、159ページ）として、それを人民の側からみた負担とみるのに反し、堀江博士は「國家が財政の強制的権能に依つて」とされるように、國家の側からの財政権としてみるのであり、そこに伏在する差異のすくなからざる大ききこそが、両者の共通性とともにもんだいなのである。

いものとたんに抽象的に対立しあうばかりで、本来の第3類型とはいいいがたいのだが、スミスの権威のなかに、もうひとつの権威たるドイツをよみとろうとする目的論的接近が、⁽⁹⁷⁾怪我の功名として、ドイツとイギリスの両者をもともに肯定する第3類型にあゆみよったのであり、博士みずからはそのことに気づいていないというべきである。

VI

このようにして、おおよそ、第1類型は官学・帝大系に、第2類型以下は私学・商大系に支配的にみられたものといってよいであろう。それは日本近代史における大学史の思想的な潮流をなすふたつの系列にむすびついたもんだい性の、スミス解釈史における忠実な反映だったといえよう。だが、それと同時に、さらにわれわれの注意をうながしてやまないのは、明治・大正期での3類型が、はじめのべた3類型の純粋型からズレていることであって、このズレの意味するところはなかなか大きいといわなければならない。第1類型についていえば、その純粋一般型が国家生存権説と義務説を根拠とする個別利益説への批判であったのとちがい、おおくは租税共同負(分)担説による批判であった。たとえば、「租税ハ人民ノ共同ノ福利ヲ目的トスル国家ノ経費ニ充ツル分担金ナリトス……国家ノ目的カ国民ノ共同利益増進ニアル以上ハ国民カ其ノ分ニ応シテ租税ヲ提供スルハ当然ノ本務ナリ即チ自発的本能的ノモノナリト云フ趣意ニ出ツ、之ヲ租税共同負担説トス」⁽⁹⁸⁾や「租税は公共団体の要する共同一般の費用に対して其団員が共同の負担として非交換的に支払ふ所の金額なり」⁽⁹⁹⁾は、それであり、これにもとづいて、スミスの交換説と利益説の適用「不可

(97) 高木寿一教授のつぎのことばをわれわれはこのように理解したい。「堀江博士の財政学は、ドイツ財政学にイギリス財政学が加味されているという特徴を持っていた」(高木寿一「昭和年代始期に於ける財政学説の転換過程」、『日本における経済学の100年』(日本評論新社)、<下巻>、1959年10月、9ページ)。

(98) 馬場鐵一、前掲書、38—9ページ。

(99) 小林丑三郎、前掲書、303ページ。また、いわく「租税は実に其一般利益の爲めに要する政費の分担なればなり」(同上、304ページ)。

(100) 能]や売買観念の不合理や納税拒否権のあやまりなどを主張したのである。ところで、もちろん、この共同負担説というのは、ヘンリ・アダムスなどの、主として功利主義の伝統をくみつつ、みずからをドイツ正統派の強制的要素や義務説と折衷して、もっぱら共同性と自発性と負担能力説を高調するものだったから、一方では個別的租税利益説の純個人主義や不合理を、他方では犠牲説や義務説の超然たる有機体説や強制性を、前者ではドイツ的武器により、後者ではイギリス・アメリカ式のそれによって、論難するという、まことに便利で融通無礙な折衷説であり、したがってそれは個別的利益説への批判にさいして、第1類型の純粹型と歩調をそろえることは十分にありうるのだが、しかし、ここでふたつのもんだいが生ずる。第1には、両者のそうした共通性があるにせよ、純粹型の力点はまず、利益説の個人主義・唯物的享樂説・自由主義への、いわば根底的欠陥をついたのち、⁽¹⁰³⁾ 観念性や非実際性や不合理が挙示され指弾されるが、共同負担説はどちらかという根底的なものにふれないで、いきなり観念性以下の指示となるのであって、このいずれがわが国のいかなる時期に、いかなる大学で有力であったかは、第1類型の構成において、また近代日本のヨーロッパ財政思想導入史の理解のために、決定的に重大であろう。さきの松崎博士が「学理上」の欠陥よりも、「實際上」の実施不能性に論点をあわせ、なぜか「行ひ得べき場合には之を實行するの優れるに如かざる」と譲歩するのも、すくなくとも、この文章でみるかぎりには、全面的な純粹型とはいいがたい。第2に、共同負担説の上述のような二面的性格によって、この説の論者にも、そこにドイツ的思考に重点をおくものと、その逆のものとの2派が当然うまれるのであって、じつは、内池博士こそは、この後者に属する共同負担説の

(100) 馬場鉄一、前掲書、36ページ。

(101), (102) 小林丑三郎、前掲書、296—99ページ。

(103) すでにのべた小川郷太郎・汐見三郎両氏のものはその典型であり、ワグナーやエーエベルヒの所説はその淵源だった。後2者については、明治・大正期にでた、滝本美夫(解説)『ワグナー氏財政学』(同文館)、初版1904年、再版1905年5月、393—97ページ；大竹虎雄訳『エーベルヒ財政学』(日本大学)、1925年2月、125—26ページをみよ。

正真正銘の、主唱者のひとりであったのである。⁽¹⁰⁴⁾だが、このことは、わが国における第1類型と第2類型との、ある種の流動性を示唆するに十分である⁽¹⁰⁵⁾う。

つぎに第2類型にかんしては、すでにのべたごとく、明治・大正期のそれと純粹型との対比において、前者での大いなる矛盾の提出は、下手に矛盾を解決するよりもただしくそれを提起する方がよほど大事であるということや、もし現にこの矛盾が堀江博士の解釈をもたらしした事実にかんけいありとすれば、明治・大正期の大乘的な矛盾と昭和期の1部にみられた小乗的な解決（止揚とはことなつた）との歴史のかんれんがとわれなければならない。また、別のもんだいとしては、明治・大正期とはいえ、第2類型は主に大正期に成熟・進展したふしがあり、その所以もたしかめられる必要がある。第3類型には、なによりもまず、既成の財政思想から自由な方法論の確立が前提となるから、明治・大正期のような目的論的接近以外にすすむべき方途のかんがえられない時代に

(104) 内池廉吉、前掲論文、『国民経済雑誌』第25巻第5号、90ページ以下。さきの注(7)のついた引用文および注(8)に引用した内池博士の交換説批判はじつは、この立場からのものであった。

(105) たとえば、ほんの1例であるが、社会価値説をとる土方氏は、スミスを個別利益説としてみつつも、一方では、スミスは「同時に、租税は人民が各自の能力 abilities に応じて支払ふべしと称へ、能力説の先駆者とも称せられる。蓋し個人主義より集合主義への過渡期の思想を最も善く代表する者と見る事が出来る」（土方成美、前掲書、206ページ）としたり、個別的報償の否認がただちに報償説の「無価値」を意味しないといつて、その意義を評価する（土方成美『財政学原理』（東洋出版社）1935年6月、251ページ）ように、日本における、こうした流動性が「要之、全体主義の中に個人主義を適度に包摂する事をもつて調和」（同上、252ページ）という発想をもたらししたのである。また、「スミスの租税の平等原則は学者間に異論を生じた。特に「能力」なる語を用ひたのはスミスの真意を捕捉するに1障礙となつたものと云へる。或る学者はスミスの説を以て交換説と能力説の思想の混同であるとなした。併し彼の時代的学説史的背景を措いて論ぜずとするも彼の文章の前後の關係より云ひて彼が利益説論者であつたこと及び比例説論者たることを知り得ると思ふ。この点マイヤー及びセリグマンに賛する」とされた阿部賢一教授もまた、歴史的方法から、義務説と経済学的解釈（利益説）への、両面批判（両面肯定）をおこなつたのであつて、流動化の事例である。なお、阿部教授は、「under」や「in」の正訳をなされているのみでなく、この書における義務説へのつよい姿勢と利益説への寛大さは、私学における第2類型の生成の意味につらなるだろう。参照、阿部賢一『租税の理念と其分配原理』（早稲田大学出版部）、1926年1月、128ページなど。

は、ズレの生ずるのはやむをえないが、それにしても、堀江博士ですら、〔G〕や〔H〕を捨象したものを「全文」とよび、“in”を“対して”と訳し、「国家に就て正確なる観念を懐いて居つた」としながら、自然史的国家論への追求にいたらなかつたのは、やはり遺憾だったし、アダム・スミスこそかの共同負担説のさきがけであったことをみぬいて欲しかったとおもう。堀江説は、その1歩手前までつきすすんでいたからである。しかし、それよりもなお残念なことは、むろんこの堀江説の成果が、その後長期にわたって生かされなかつたことであつた。

さて、以上のごとくみてくると、作業仮設の視角のおき方によって、われわれが小論でこころみた3類型の相対性はあきらかである。ここではタテのかんけいをほとんど考慮にいれなかつたために、うつりかわる時代的諸相は分明でなく、また個々の財政学者の国家や財政にかんする精神史も無視されているし、ヨコのかんれんにおいても、きわめて不十分である。ひとつの類型化的接近は、他のあたらしい、よりコムプリヘンシヴな類型化を要求する。だが、このばあいでは、それはスミス租税第1原則解釈史といった、ささやかなテーマとの訣別でもあるだろう。